

京都府営水道事業経営審議会 第5回料金等専門部会 次第

日 時：令和6年6月17日（月）
午前10時～

場 所：京都ガーデンパレス「栄」

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和7年度以降の供給料金について
- (2) 受水市町意見について
- (3) 第3次答申（骨子（案））について

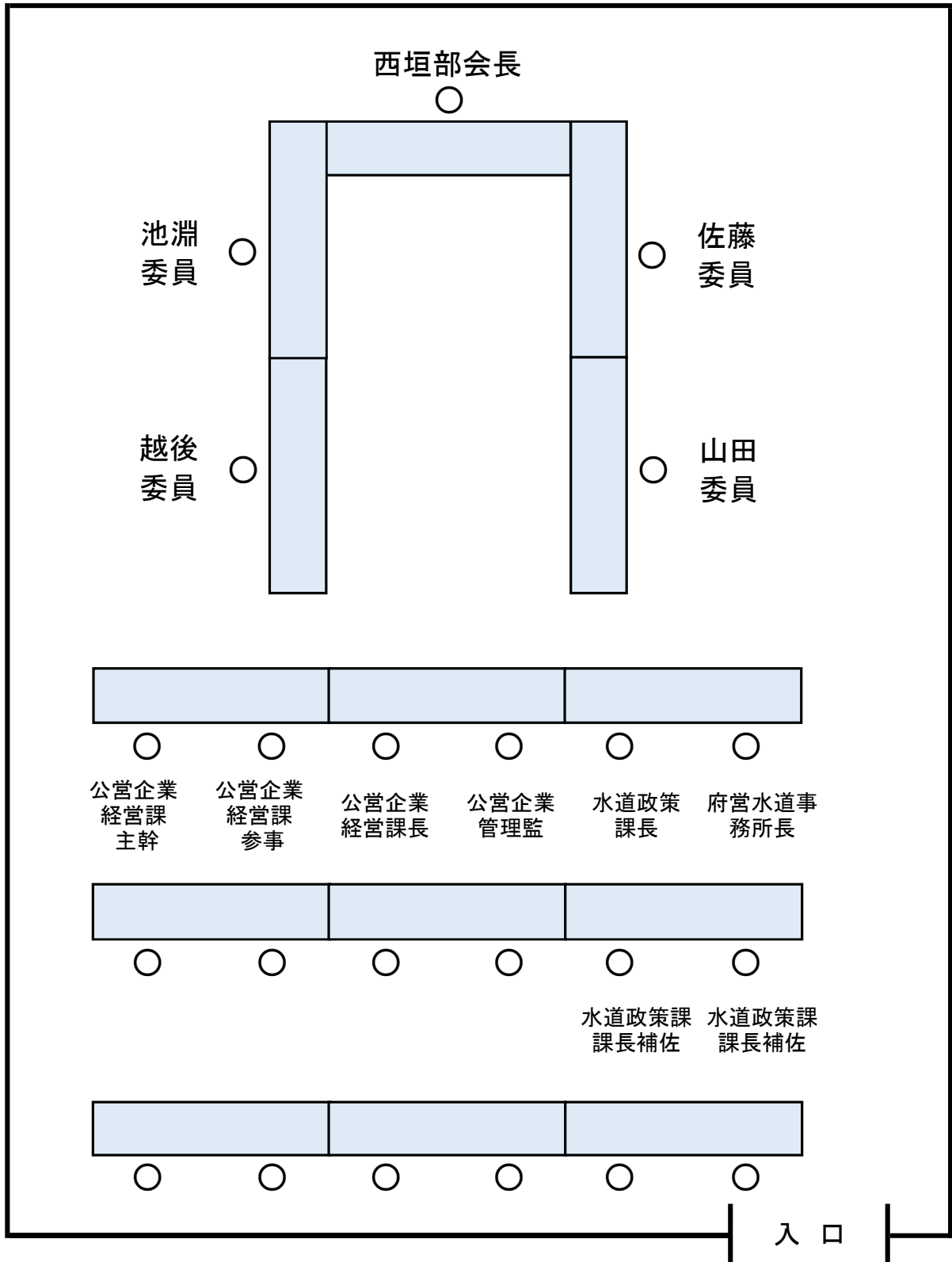
3 閉 会

【資料一覧】

- 資料 1 令和 7 年度以降の供給料金について
- 資料 2 受水市町意見一覧
- 資料 3 持続可能な府営水道事業のあり方について（第 3 次答申）骨子（案）
- 資料 4 料金等専門部会スケジュール（案）

京都府営水道事業経営審議会 第5回料金等専門部会 配席図

令和6年6月17日(月) 10:00～
京都ガーデンパレス「栄」



京 都 府 営 水 道 事 業 経 営 審 議 会
料 金 等 専 門 部 会 委 員 名 簿

	氏 名	所 属 等
学 識 経 験 者	池 淵 周 一	京都大学名誉教授
	佐 藤 陽 子	公認会計士
	西 垣 泰 幸	龍谷大学経済学部教授
	山 田 淳	立命館大学名誉教授
専 門 委 員	越 後 信 哉	京都大学大学院地球環境学堂教授

【任 期】 令和5年9月11日～令和7年6月30日（2年）

令和 7 年度以降の供給料金について

1. 建設負担料金

1-1. 各費用の定義

人件費	職員給与費、退職給付費等
ダム管理費	ダムの維持管理に要する費用負担
水源費	ダム建設負担等に係る減価償却費・支払利息
減価償却費	ダム以外の施設（施設・管路）に係る減価償却費
企業債支払利息	ダム以外の施設（施設・管路）に係る支払利息
資産維持費	水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額

1-2. 試算条件

人件費	職員給与等：令和 6 年度予算に年度上昇率を乗算 退職給付費：直近 5 箇年 (R1~R5) の実績平均
ダム管理費	天ヶ瀬ダムを管轄する淀川ダム統合管理事務所及び日吉ダム・比奈知ダムを管轄する水資源機構へのヒアリング結果
水源費	既存の水源（水利権、ダム使用权）に係る減価償却費及び企業債支払利息（新規分は無し）
減価償却費	令和 5 年度末時点での資産（設備・管路）の減価償却費及び令和 6 年度以降に資産化する設備・管路の減価償却費並びにそれに係る除却費
企業債支払利息	令和 5 年度末時点の企業債残高に係る支払利息及び令和 6 年度以降に新たに借り入れる企業債 ^{※1} の支払利息 ※1 借入期間：20 年、償還方法：元利均等償還、据置期間：5 年、利率：1.4%、借入額：対象年度の建設改良事業費の 70%
資産維持費 ^{※2}	建設改良事業費の 1 割で試算（現行料金算定と同様）
建設負担水量	190,000 m ³ /日（現行料金算定と同様）

※2 第 2 次答申（令和元年 12 月）p.11 より

今回の試算では、府営水道の財源確保と受水市町の負担抑制とのバランスを考慮し、まずは料金算定期間中の建設改良費の 1 割程度を目安に資産維持費を算定し、新たに総括原価に含めることとした。

1-3. 試算結果

➤ 費用

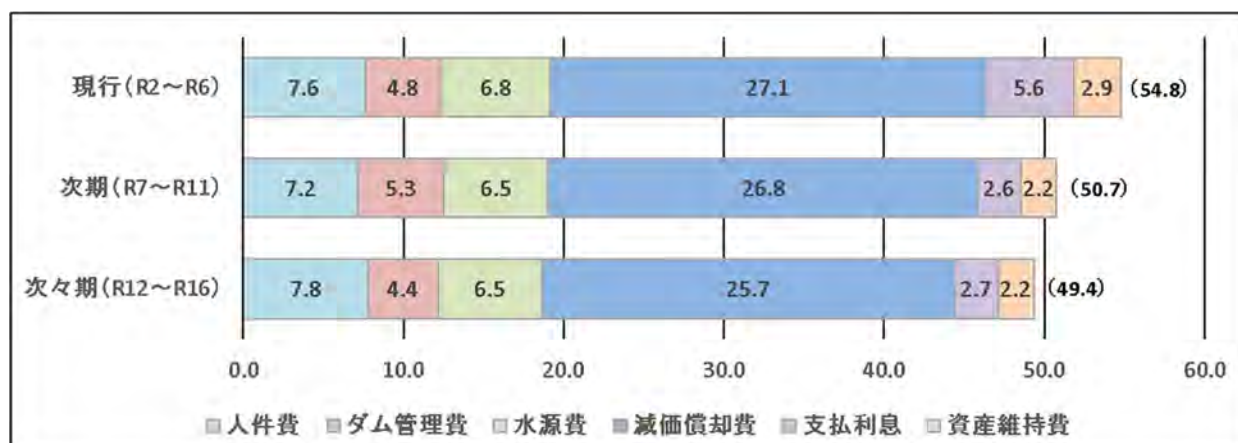
(単位：億円、税抜)

	現行 (R2~R6)	次期 (R7~R11)	次々期 (R12~R16)
人件費	26.5	<u>24.9</u>	<u>27.1</u>
ダム管理費	16.5	<u>18.5</u>	<u>15.2</u>
水源費	23.6	22.6	22.4
減価償却費	94.1	<u>93.1</u>	<u>89.2</u>
企業債支払利息	19.3	<u>9.1</u>	<u>9.5</u>
資産維持費	10.1	7.8	7.7
合計	189.9	<u>175.9</u>	<u>171.1</u>

※四捨五入のため合計値が合わないことがある

➤ 料金単価

(単位：円/m³、税抜)



(単位：円/m³、税抜)

	現行 (R2~R6)	次期 (R7~R11)	次々期 (R12~R16)
人件費	7.6	7.2	7.8
ダム管理費	4.8	5.3	4.4
水源費	6.8	6.5	6.5
減価償却費	27.1	26.8	25.7
企業債支払利息	5.6	2.6	2.7
資産維持費	2.9	2.2	2.2
合計	54.8	50.7	49.4

※四捨五入のため合計値が合わないことがある

➤ 増減理由等

(単位：円/m³、税抜)

	差額 (次期－現行)	増減理由
人件費	△0.4	退職給付引当金の算定方法の見直しによる減
ダム管理費	+0.5	天ヶ瀬ダム再開発完了に伴う維持管理費の上昇及び費用負担割合の変更並びに日吉ダム・比奈知ダムの維持管理費上昇による増
水源費	△0.3	起債償還による支払利息の減
企業債支払利息	△3.0	建設改良計画及び企業債充当率の見直し、高金利企業債の償還による減
減価償却費	△0.3	建設改良計画の見直しによる減
資産維持費	△0.7	
合計	△4.1	

※四捨五入のため合計値が合わないことがある

2. 使用料金

2-1. 各費用の定義

修繕費	施設設備の修繕に要する費用
委託料	保守点検・運転管理業務委託等に要する費用
動力費	機械装置等の運転に必要な電気代など
薬品費その他費用	薬品費、市町村交付金、通信運搬費など

2-2. 試算条件

修繕費	請負率を考慮した修繕費
委託料	請負率を考慮した委託料
動力費	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 宇治・木津・乙訓浄水場、久御山広域ポンプ場 等 令和6年4月1日以降適用となる関西電力(株)の標準メニューに基づき算定 ✓ その他施設(分水施設等) 直近3箇年(R3~R5)の実績平均
薬品費その他費用	薬品費、市町村交付金、通信運搬費など
供給水量	令和5年度実施の水需要予測による R7~R11: 182,941 千m ³ (5箇年)、R12~R16: 174,136 千m ³ (5箇年)

2-3. 試算結果

➤ 費用

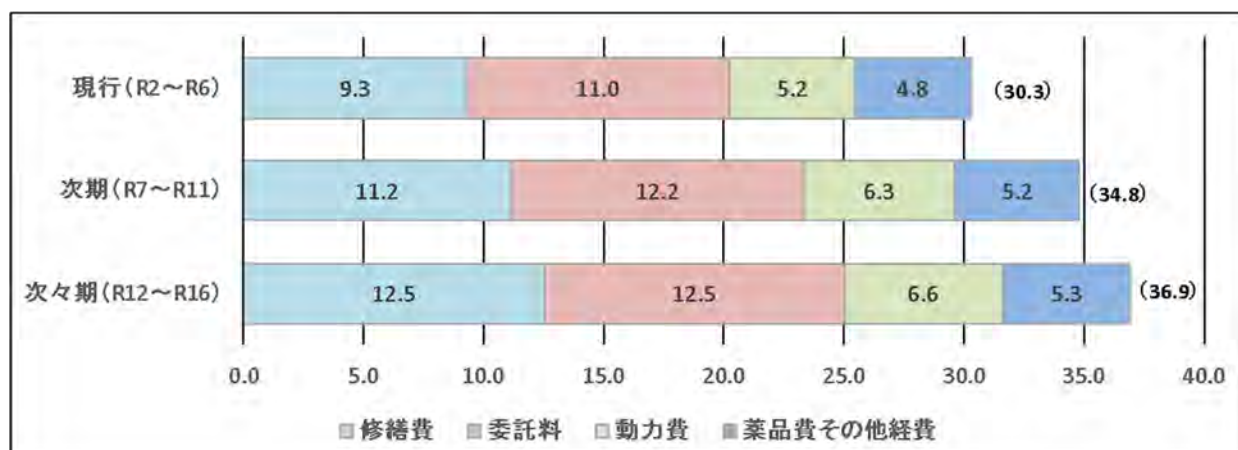
(単位：億円、税抜)

	現行 (R2~R6)	次期 (R7~R11)	次々期 (R12~R16)
修繕費	12.6	14.6*	21.8
(引当金充当前)	(17.6)	(20.4)	(21.8)
委託料	20.6	22.3	21.7
動力費	9.8	11.5	11.5
薬品費その他費用	9.1	<u>9.5</u>	<u>9.3</u>
合計	52.1	<u>57.9</u>	<u>64.3</u>
(引当金充当前)	(57.1)	<u>(63.7)</u>	<u>(64.3)</u>

※四捨五入のため合計値が合わないことがある

➤ 料金単価

(単位：円/m³、税抜)



(単位：円/m³、税抜)

	現行 (R2~R6)	次期 (R7~R11)	次々期 (R12~R16)
修繕費	6.7	8.0	12.5
(引当金充当前)	(9.3)	(11.2)	(12.5)
委託料	11.0	12.2	12.5
動力費	5.2	6.3	6.6
薬品費その他費用	4.8	5.2	5.3
合計	27.7	31.6	36.9
(引当金充当前)	(30.3)	(34.8)	(36.9)

※次期について、約5.8億円の修繕引当金を充当
 ※四捨五入のため合計値が合わないことがある

➤ 増減理由等

(単位：円/m³、税抜)

	差額 (次期－現行)	増減理由
修繕費	+1.9※	人件費や資材費の高騰及び施設老朽化に伴う増
委託料	+1.2	人件費の高騰による増
動力費	+1.1	電力会社の料金体系の見直しによる増
薬品費その他費用	+0.4	薬品費単価の上昇による増
合計	+4.5	

※修繕引当金充当前での差額

※四捨五入のため合計値が合わないことがある

2-4. 修繕引当金

- ✓ 修繕引当金については、平成 26 年度予算から引当金の基準が見直されたため、それ以前に計上した引当金は、できるだけ早期に取り崩していく必要がある。
- ✓ 令和 6 年度末で修繕引当金の残額が約 5.8 億円となる見込みであり、今回の試算で、次期料金算定期間中に全額を取り崩すこととしている。また、これにより現行・次期・次々期の期間における急激な値上げの緩和も可能となる。

受水市町意見一覧

1. 水需要予測について

宇治市	意見なし
城陽市	意見なし
八幡市	意見なし
久御山町	意見なし
京田辺市	意見なし
木津川市	意見なし
精華町	<p>▶ 推計人口による水需要予測については、客観的に見て納得せざるを得ない結果と考える。一方で本町はじめ府南部には多くの企業立地予定地があり、企業活動に新たな水需要を見出していくべきではないかと考える（府営水道による工業用水供給のイメージ）。</p>
向日市	<p>▶ 渇水への対応などの多くの課題を総合的に分析し、予測の精度向上に努めてほしい。</p>
長岡京市	<p>▶ 将来の水需要については、本市では減少傾向と見込んで上下水道ビジョン等の計画に反映しているが、40年先までの検証まではできていない状況である。</p> <p>▶ 全体としての府営水と自己水のあり方などについての議論を進めていく必要があると考える。</p>
大山崎町	<p>▶ 直近5ヶ年を見ると、「行政区域内人口が増加傾向でありそれに比例して給水人口、及び給水件数も増加している一方で、年間配水量は横ばいとなっていること」「物価高騰等の社会情勢、健康志向の浸透、節水意識の向上と節水機器の普及といった現状にあること」から今後の水需要の伸びは見込めない。</p>

2. 令和7年度以降の供給料金について

宇治市	意見なし
城陽市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資料はほぼ適正と認識しており、使用料金分について、動力費、資機材費、労務単価の値上がり等により、一定の値上げはやむを得ないものとする。基本料金と使用料金の比率が適正なものとなっているか、日水協水道料金算定要領や将来の財政シミュレーションに基づき5年毎に確認が必要であるとする。 ▶ 算定要領では末端給水事業においては料金徴収やメーター関連費といった「需要家費」は従量料金部分で回収することとされており、用水供給事業においても将来検証が必要とする。 ▶ 建設負担料金分について、資産維持費を「建設改良費の1割程度≒償却資産の1.5%」とされているが、今後の水道施設の長寿命化や、水需要予測の減少に伴うダウンサイジング化も考慮して、更なる削減ができるのではないか。
八幡市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 使用料金については、物価高騰による費用の上昇を鑑み料金が上がることはやむを得ないとする。 ▶ 次期料金期間において、建設負担水量の見直しを行うのであれば190,000m³ではなく166,000m³で試算するのが妥当ではないか。
久御山町	意見なし
京田辺市	意見なし
木津川市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 府営水道の令和4年度の決算書では、料金回収率が121.05%であり類似団体平均の106.47%を大きく上回るなど、費用に対し非常に高い料金設定をされ、経営状況は急激に改善されている。 ▶ 内部留保資金は10年で27億円も増額（令和7年度：40.5億円→令和16年度：67.5億円）となる計画であるが、内部留保資金の額と将来的な企業債の借入額とは相関することから、将来の支払い利息を減らすためにも、適切な留保資金の活用が望ましいとする。 ▶ 流動比率及び企業債残高対給水収益比率について、令和4年度時点で府営水道ビジョンの令和9年度の目標値をすでに超えている状況である。 ▶ これらのことを踏まえ、府民の水道料金に直結する料金単価についてはできる限り引き下げていただくようお願いする。
精華町	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 前年のヒアリングで述べた通り、昨今の物価高騰による使用料金の上昇は、同じ水道事業者として理解している。 ▶ 内部留保資金の増加について、今回委員も指摘されており、対外的に納得の得られる方針を示されたい。
向日市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 値上げありきではなく、業務の効率化や経費の削減により経営強化を図りつつ、どのような経営努力を検討し、あらゆる方法をやり尽くしたのかを示し、市民に御納得いただけるよう説明可能な供給料金になるよう求める。 ▶ 建設負担料金及び使用料金のそれぞれ試算結果の中身がわかるよう、詳細な試算データを提供していただきたい。また、各増減理由の説明について、具体的な計算内容を示していただきたい。 ▶ 本市においては内部留保資金を取り崩すなどの経営努力を行っている中で府営水が内部留保資金を増やしていくことは、議会や市民の理解が得られにくいため見直されたい。
長岡京市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高騰する様々な費用に対応するため、料金を見直す必要性は理解する。 ▶ 修繕積立金をこの料金算定期間に充当し抑制されたことはありがたいが、次々期（令和12年度以降）ではそのような財源となるものがない中では、やはり費用抑制は重要な課題であり、広域化・広域連携に繋がっていくものであるとする。
大山崎町	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 料金が値上がりとなった場合、経営の圧迫が余儀なくされる。 ▶ 水道使用者（住民等）に理解を求めるには、府営水の供給料金と建設負担水量の見直しはセットで行うことが最も望ましい。

3. 建設負担水量の見直しについて

宇治市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 案1については、相当な年月をかけて新たな建設負担水量に移行していくものであり、すぐにでも改善をするよう求めている宇治市としては、到底受け入れることはできない。 ▶ 案2については、実際の水需要の実績に応じた建設負担水量とされており、市民に対して説明ができるものと考えているが、案1と案2のハイブリッド案については、受け入れることは困難である。
城陽市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本市の見解としては、相互の水融通が無い場合は案1に着地するものと思うが、「相互の水融通が可能となったこと」「3水系全体で優先順位が高いものから「一つの財布」で支出していく形になったこと」「予備力に対して一部自治体の余剰枠に多く受水している団体が一切の負担をしていない点で不公平が生じていること」これら3点から、最終的に案2に着地するのが良いと考える。 ▶ 事務局提案のとおり、市町の水道料金に多大な影響があるため、激変緩和措置としてハイブリッド型を採用することは、やむを得ないものと受け止めますが、次々回の改定にあたって、最終着地点を定め、抜本的な改定に向けて検討を進めていただきたいと考える。
八幡市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広域化等を見据えると今回の見直しは現在の水需要を考慮して各市町の建設負担水量を現状維持もしくは減少させることが前提ではないか。 ▶ 見直しにあたっては料金算定期間である5年ごととし、今後合意が予定されている施設整備方針に基づき段階的に割合を変えることで合意が得られると考える。 ▶ 府の施設能力である166,000m³をベースとし、現行との差分を現在の建設負担水量割合で按分し、各市町の負担水量の減量を行うこととし、建設負担料金の根拠となる減価償却費等の費用が減少となるこの時期に、すべての市町の建設負担料金が現行より減少するよう調整を図るべきと考える。 ▶ 減量後は、次の見直しに向けて改めて算出方法の協議を行ってはどうか。 ▶ 今回の府の案では、府営水道の使用割合が低いところにも配慮した案となっているが、各市町が要望した水量については、一定の責任があるものと考えている。このため、府営水道の受水割合の下限を設定することも検討すべきではないか。 ▶ 予備力の考え方について、全体で見ると今後も水需要は減少し予備力は増加していく中で、予備力を25%程度に設定して進めていくのは過大な設定と考えている。3水系がつながり、各市町も予備力を設定している。水道施設設計指針においても25%を標準としたうえで、いずれの水道にも一律に適用されるものではなく、浄水施設・配水池容量・連絡管等水道施設の整備状況によって異なるため、水道システム全体としての適切な予備力を設定すると書かれており、今後の話し合いの中で予備力を決定するのが妥当である。 ▶ これまでから本市の建設負担水量の考え方は、施設を建設する際に当初要望した水量をベースとしており、一定妥当性のあるものと考えているが、今後の水需要の減少も避けられないことから、新たな建設負担水量の見直しも必要である。これまでのヒアリングにおいても、全体の建設負担水量を下げてください、受水量と建設負担水量の乖離を見直してもらわなければ、市民の理解は得られないものと考えている。
久御山町	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 建設負担水量の見直しについて議論するに当たり、令和2年料金改定での建設負担料金の料金統一により、今後50年間において、木津・乙訓系受水市町の負担が、宇治系受水市町に過度に移行しているという事実を認識すべきである。(別添資料「建設負担料金の推移」のとおり) ▶ 宇治系受水市町の申し込みに対応するため整備されてきた施設は、宇治浄水場及び木津浄水場のうち12,000 m³/日の施設であり、その施設について宇治系受水市町が負担することは当然であるが、木津・乙訓系受水市町の申し込みに対応するため整備されてきた施設の負担までを、宇治系受水市町が過度に負うことに正当性はないと考える。 ▶ 案2(水需要の実績に基づく新たな負担割合)について、宇治系受水市町は既に過度に建設負担料金を負担している状況であるため、見直しを段階的に実施することは望ましくない。 ▶ 負担増となる市町に配慮するのであれば、料金統一時の経過措置のように、減額となるところは速やかに適用し、増額となるところにだけ経過措置を講ずべきと考える。

京田辺市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 建設負担水量の見直しは、要望の経過（建設負担水量は、受水市町からの要望に基づき実施した水源開発や施設整備等の費用を受水市町間で公平・公正に分かつため府営水道と受水市町が協議の上決定した水量）を踏まえたなかで、慎重な議論を経て認識を深めていくものであると考えており、府営水道ビジョン策定時の検討部会意見を踏まえた案1をベースとした議論から取り組むべきと考える。 ▶ 京都府が現状の課題として示した「水需要が建設負担水量と乖離している」は、その課題を抱える市町としては大きな事案と理解しているが、その解決を現状の条件下（190,000m³/日を据え置いた状況）で他の受水市町に割り当てるとする考えは、他の市町の不利益を緩和するために、その水量分を割り当てられた他の市町が水道料金で補填することになり、到底市民理解は得られないと考える。 ▶ 適正な予備力の考え方は、各受水市町がそれぞれ責任を持って考え、関連施策を実行すべきものであり、府営水の受水量の算定に付加することは適切ではないと考える。（水道施設設計指針に「浄水場の予備力は一律に設けるのではなく、各水道事業者等の諸条件等を勘案し各水道事業者が個別に設けるもの」と記載されている） ▶ 令和6年4月23日開催の第4回専門部会で協議された各受水市町の予備力算定に用いた自己水施設能力の再検証が必要です。 第4回専門部会資料(資料3、P4)では、本市自己水の認可水量は21,500 m³/日であるのに、実際の水運用（府営水+自己水）を踏まえた自己水の実能力（配水能力15,990 m³/日）で算出され、本市予備力を15.5%とされています。 本市では、認可水量までの配水能力を有しているが、府営水の積極的利用を図るため、あえて自己水の配水能力を抑えて運用しています。 なお、自己水能力を認可水量とした場合は、本市予備力は約29%となります。
木津川市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現在の建設負担水量の仕組みを引き継ぐ案1をベースにしつつ、案2のような考え方を段階的に、そして新たな投資に対して取り入れていくべきであり、相当長期間にわたる激変緩和が必要。 ▶ 案1については、統廃合の進捗状況に応じて負担割合を変更していく必要があり、そのためには受水市町で協議を重ね、合意したルール設定が必要と考える。 ▶ 府営水道ビジョン検討部会の意見として「新たな投資については水需要に応じた建設負担水量に変更していくとともに、定期的に見直していくことが望ましい」とあるように、案2の計算方法についても、案1と同様に新たな投資に対する分とするべきである。 ▶ 建設負担水量の見直しによる市町の負担額の変動が大きすぎるため、水道料金に反映させるにも相当の期間が必要であり、長期間にわたる激変緩和期間がないと全市町が納得できるとは考えられない。本市の試算では、案2の場合で1億円3~4千万円程度の増及び減、ハイブリッド案の場合でも4千万円程度の増、6千万円程度の減（税抜、料金単価引き下げ考慮せず）のある市町がある。また、増となる市町にとっては、府営水道の使用料金の増だけでなく、物価高騰や更新需要の増等も相まって、余りにも急激な水道料金の引き上げが必要になることになり、とても10年程度の短期間では対応させていくことはできない。 ▶ 使用料金だけでなく、建設負担料金まで水需要に応じた体系となると、各市町はそれぞれの裁量により、自己水と府営水の利用割合を自由に決めやすくなり、水需要の減少割合以上に府営水の利用減少が進み、府営水の利用減少は料金単価上昇につながり、さらなる府営水の利用減少へと悪循環に陥るとともに、各市町が自己水の施設能力を維持することにもつながり、施設の統廃合が進まなくなることが考えられる。建設負担水量の制度は、府営水の利用促進を図る仕組み、各市町に当初の建設負担水量にできるだけ近い利用を促すような仕組みを取り入れる必要があり、そういった仕組みがないと肝心の将来の水需要に対応するための施設の統廃合が進まないと考える。案2は各市町の裁量で府営水の利用の減少を促すような仕組みになるのではと危惧される。 ▶ 本市の場合、建設負担水量の設定時には、将来の水需要の増を見込んで、その当時の水需要を大幅に上回る建設負担水量を設定し、建設負担料金を支払ってきた。近年になって、水需要の増により、建設負担水量に近い利用となり、さらに自己水の拡張計画を取りやめ、府営水の利用を図ってきた経緯がある。本市のような市町にとっては、自己水を維持しつつ、水需要が減ったから府営水の建設負担水量を水需要に合わせて見直すということには、とても納得できるものではない。今一度、建設負担制度とは何であるかを各市町が考えるべきである。 ▶ 議員や市民へ説明できるよう、もう少し明確でわかりやすい計算方法にするべき。 ▶ 建設負担水量の見直しについては、十分な議論を踏まえていただき、全市町が合意した上で変更されるようお願いする。現在は京都府からたたき台（ハイブリ

	<p>ッド案、激変緩和) が示された段階であり、議論はこれからという段階である。</p>
精華町	<ul style="list-style-type: none"> ▶ かねてより建設負担水量の見直しについて議論を重ねてきたが、どの様な見直し案であっても、合意は困難と考える。 ▶ 本町は関西学研開発上にあり、進捗により今後府営水道使用率の上昇が見込まれるが、変遷が正確に見通せない状況であることに伴い、建設負担水量がどのようなルールで見直されるかわからない中での議論は致しかねる。
向日市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 建設負担料金は実際に使用した水量を基に算定するのが望ましいと考える。 ▶ 予備力について、3水系が接続されている現状そのものが予備力と考えられるため、25%は過剰設定であり、再検討が必要。 ▶ 「府営水建設時の要望や実水量との乖離」「将来の施設整備方針」など十分に議論ができていない中で、案1・案2のハイブリッド型の包括案として決定すべきではない。 ▶ 仮に決定したとしても、わかりづらく複雑であり市民や議会に対して説明が困難である。
長岡京市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ まずは、アセットマネジメントでの施設配置の議論や、各市町の水需要を府と受水市町でしっかり議論すべきことが重要であり、水量だけの議論では難しいと考えている。
大山崎町	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「各市町における受水量実績が、当初要望の建設負担水量と比較して、大きく乖離（プラス・マイナス）し続けている市町が生じている現状があること」「本町の事業収支は府営水道受水費に大きく影響を受けていること」から早期見直しを切望する。

4. 広域化・広域連携等について

宇治市	意見なし
城陽市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 将来、インフラを維持できない人口規模の小さな自治体の問題が表面化する前に、京都府として積極的に広域化・広域連携の枠組みの構築を主導していくことが求められていると考える。
八幡市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 昨年度から開催されているワーキングが建設的な議論の場となっていない。建設的で有意義な議論の場となるよう、事務・技術に関わらず水道に精通した職員が参加するようにすべきである。
久御山町	意見なし
京田辺市	意見なし
木津川市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各市町の経営事業体、利害関係を残したまま、施設の統廃合を進めるのはかなり困難であり、本市としては、府営水道を中心とした垂直統合を行い、1つの経営事業体として統合エリア全体での最適な施設統廃合の整備方針を検討し、進めていくほうが現実的であると考えます。 ▶ 経営統合により、スケールメリットを活かした事業運営、将来の水需要減少に対応した施設の統廃合が進められるだけでなく、建設負担水量の課題も解決できると考えます。他府県の先進事例を参考に、京都府がリーダーシップを発揮して、検討を進めていただきたい。
精華町	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広域化（経営統合）を積極的に議論するには、経営統合による財政的効果が数%では低すぎると考える。 ▶ 小さな広域連携の実行による成功体験の積み重ねが、広域化（経営統合）の議論に繋がっていくものと考えます。
向日市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各受水市町においても事業が異なっており、一律に広域化、広域連携を進めるべきではないと考えている。 ▶ 本市においては、広域化・広域連携のメリットを市民や議会に十分に説明し理解を得られることが重要であり、特に京都市から6か所の分水を受けられることから、京都市を含めない広域化・広域連携の検討は現実的ではないと考える。
長岡京市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 府と受水市町、また京都市を含めた南部圏域で取り組むものであると考えている。
大山崎町	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 実情にあった建設負担水量の見直しが絶対条件である。 ▶ 今後、対象を受水市町だけとするのか、現在は受水していない自治体も含めた府下全体とするのか、京都府としての方向性を確認したい。 ▶ 他の案件も含め、各市町の意見は出し尽くされ、その信念も揺るがないと認識するので、最終的には府が方向性を打ち出し、府の強いリーダーシップにより解決を図られたい。

建設負担料金の推移(減価償却費・水源費分)(令和2年料金改定時の京都府資料の分析)

減価償却費の見通し(京都府資料より)

(単位:円/㎡)

	R2~R6	R7~R11	R12~R16	R17~R21	R22~R26	R27~R31	R32~R36	R37~R41	R42~R46	R47~R51
宇治系単独算定	25.0	26.0	25.0	27.0	27.0	30.0	30.0	30.0	27.0	24.0
木津・乙訓系単独算定	27.0	31.0	36.0	39.0	36.0	29.0	25.0	25.0	34.0	36.0
合 算 算 定	26.0	28.0	30.0	32.0	31.0	29.0	28.0	28.0	30.0	29.0

水源費の見通し(京都府資料より)

(単位:円/㎡)

	R2~R6	R7~R11	R12~R16	R17~R21	R22~R26	R27~R31	R32~R36	R37~R41	R42~R46	R47~R51
宇治系単独算定	4.8	4.6	4.4	4.4	2.4	1.6	1.5	1.4	1.3	0.8
木津・乙訓系単独算定	12.5	11.9	9.6	9.3	6.8	5.7	1.1	0.7	0.0	0.0
合 算 算 定	8.1	7.8	6.6	6.5	4.3	3.4	1.3	1.1	0.8	0.4

減価償却費+水源費

(単位:円/㎡)

	R2~R6	R7~R11	R12~R16	R17~R21	R22~R26	R27~R31	R32~R36	R37~R41	R42~R46	R47~R51
宇治系単独算定	29.8	30.6	29.4	31.4	29.4	31.6	31.5	31.4	28.3	24.8
木津・乙訓系単独算定	39.5	42.9	45.6	48.3	42.8	34.7	26.1	25.7	34.0	36.0
合 算 算 定	34.1	35.8	36.6	38.5	35.3	32.4	29.3	29.1	30.8	29.4

建設負担水量

(単位:m³)

宇治系				木津系			乙訓系		
宇治市	城陽市	八幡市	久御山町	京田辺市	木津川市	精華町	向日市	長岡京市	大山崎町
62,800	14,100	19,900	11,200	12,500	12,000	11,500	12,700	26,000	7,300

単独算定と合算算定との差額

(単位:円/㎡)

	R2~R6	R7~R11	R12~R16	R17~R21	R22~R26	R27~R31	R32~R36	R37~R41	R42~R46	R47~R51
宇 治 系	4.3	5.2	7.2	7.1	5.9	0.8	▲ 2.2	▲ 2.3	2.5	4.6
木 津 ・ 乙 訓 系	▲ 5.4	▲ 7.1	▲ 9.0	▲ 9.8	▲ 7.5	▲ 2.3	3.2	3.4	▲ 3.2	▲ 6.6

負担増減額

(単位:円)

受水市町	R2~R6	R7~R11	R12~R16	R17~R21	R22~R26	R27~R31	R32~R36	R37~R41	R42~R46	R47~R51	合計
宇 治 市	492,823,000	595,972,000	825,192,000	813,731,000	676,199,000	91,688,000	▲ 252,142,000	▲ 263,603,000	286,525,000	527,206,000	3,793,591,000
城 陽 市	110,649,750	133,809,000	185,274,000	182,700,750	151,821,750	20,586,000	▲ 56,611,500	▲ 59,184,750	64,331,250	118,369,500	851,745,750
八 幡 市	156,165,250	188,851,000	261,486,000	257,854,250	214,273,250	29,054,000	▲ 79,898,500	▲ 83,530,250	90,793,750	167,060,500	1,202,109,250
久 御 山 町	87,892,000	106,288,000	147,168,000	145,124,000	120,596,000	16,352,000	▲ 44,968,000	▲ 47,012,000	51,100,000	94,024,000	676,564,000
京 田 辺 市	▲ 123,187,500	▲ 161,968,750	▲ 205,312,500	▲ 223,562,500	▲ 171,093,750	▲ 52,468,750	73,000,000	77,562,500	▲ 73,000,000	▲ 150,562,500	▲ 1,010,593,750
木 津 川 市	▲ 118,260,000	▲ 155,490,000	▲ 197,100,000	▲ 214,620,000	▲ 164,250,000	▲ 50,370,000	70,080,000	74,460,000	▲ 70,080,000	▲ 144,540,000	▲ 970,170,000
精 華 町	▲ 113,332,500	▲ 149,011,250	▲ 188,887,500	▲ 205,677,500	▲ 157,406,250	▲ 48,271,250	67,160,000	71,357,500	▲ 67,160,000	▲ 138,517,500	▲ 929,746,250
向 日 市	▲ 125,158,500	▲ 164,560,250	▲ 208,597,500	▲ 227,139,500	▲ 173,831,250	▲ 53,308,250	74,168,000	78,803,500	▲ 74,168,000	▲ 152,971,500	▲ 1,026,763,250
長 岡 京 市	▲ 256,230,000	▲ 336,895,000	▲ 427,050,000	▲ 465,010,000	▲ 355,875,000	▲ 109,135,000	151,840,000	161,330,000	▲ 151,840,000	▲ 313,170,000	▲ 2,102,035,000
大 山 崎 町	▲ 71,941,500	▲ 94,589,750	▲ 119,902,500	▲ 130,560,500	▲ 99,918,750	▲ 30,641,750	42,632,000	45,296,500	▲ 42,632,000	▲ 87,928,500	▲ 590,186,750

持続可能な府営水道事業のあり方について（第3次答申） 骨 子（案）

未定稿

▷ 全体の章立て（第2次答申と同様の3部構成）

第1章 現状と課題

第2章 次期供給料金について

第3章 持続可能な府営水道事業のあり方

各章のポイント「第1章 現状と課題」

▷ 次期料金について（次期料金算定に当たっての懸案事項の整理）

- ・人口減少に伴う水需要の減と、現下の諸物価・賃金高騰に伴う経費の増を適切に料金へ転嫁していく必要があることから、料金単価上昇への対策が課題
- ・マイナス金利政策解除に伴う今後の金利上昇による企業債利息の増加も懸念される
- ・長年の課題である、建設負担水量の調整

▷ 経営状況

- ・ダムからの利水撤退などこれまでの府民負担軽減策に加え、未利用等となっている水源費を料金算入しないことを決定したことで、令和2年度決算では91億円余の累積欠損金を計上し、経常収支比率・流動比率・企業債残高対給水収益比率などの各種経営指標から見ても改善が必要な状況であった
- ・現行料金改定に合わせ、減資により累積欠損金を解消し、資産維持費の導入により企業債充当率の抑制を進めるなどの経営改善に取り組んできた結果、現在の経常収支比率は全国平均を上回り、資金残高も改善傾向
流動比率や企業債残高対給水収益比率も改善しているが、全国平均との比較では相当劣るため、余裕があるとはいえない状況にある

各章のポイント「第1章 現状と課題」

▷ 市町ヒアリング結果

次期料金をはじめ、府営水道エリア全体の適正な施設規模・配置や広域化・広域連携など、将来の水道事業のあり方に関して全受水市町へのヒアリングを実施

〔次期料金〕

- ・ 府営水道の料金改定は市町の末端水道料金にも影響を及ぼすため、慎重な検討を希望する意見があった
- ・ 現下の諸物価高騰を踏まえると一定の料金引き上げはやむを得ないが、値上げ幅は極力抑えることが望ましいという意見があった

〔建設負担水量の調整〕

- ・ 建設負担水量の調整時期について「今回の料金改定と一体的に検討すべき」、「早期に見直すべき」という意見がある一方で「施設整備方針の検討の進捗に合わせ、時間をかけて進めていくべき」、「開発途上にあるため見直し議論のタイミングではない」といった意見もあり、受水市町の間でも意見は様々である
- ・ 具体的な調整（負担割合の見直し）の考え方についても、将来の施設整備方針の合意に応じて段階的に負担割合を変更していく案（①）と、水需要の変動や市町の自己水施設を含む予備力を考慮した負担割合への変更案（②）、①と②の折衷案（p5参照）のそれぞれに対し、市町によって賛否は分かれている
- ・ 予備力について、水道施設設計指針では「25%程度が標準」とされているが、一方で「一律に設けるものではなく諸条件を勘案して設ける」ともされていることから、府営水道エリア全体の適正な予備力については別途議論・検討が必要という意見があった

各章のポイント「第1章 現状と課題」

▷ 市町ヒアリング結果（続き）

〔府営水道エリア全体の適正な施設規模や配置〕

- ・ 今後の水需要減少を見据えると施設整備方針を検討していく必要があり、またその際は、効果を明らかにして、十分な住民理解を得ながら進めていくべきであることは、各受水市町との共通認識となっている
- ・ 検討の方向性については「府営水道施設を中心に活用を図るべき」という意見がある一方で「府営水道施設のダウンサイジングを図るべき」という意見もあった

〔広域化・広域連携等〕

- ・ 各事業者の共通課題である人材育成・人材確保についての共同化の検討を希望する意見があった
- ・ 検針業務や窓口業務の委託等、実践可能な取組についてはすでに着手しているが、市町単独の取組では今以上の効果は見込めないため、他市町との連携の必要性を感じているという意見があった
- ・ 広域化や広域連携の検討に当たっては、京都市も交えて議論すべきとの意見があった

各章のポイント「第2章 次期供給料金について」

1. 建設負担料金

第2次答申では「未利用等水源費のあり方」「料金統一」「資産維持費の算入」について整理。建設負担水量の調整については検討継続

▷ 総経費見直し

構成コスト（人件費・ダム管理費・水源費・減価償却費・企業債支払利息・資産維持費）のうち、ダム管理費以外のすべての科目が現行料金算定時よりも減少（約14億円の減）

項目	現行 (億円)	次期 (億円)	差引 (億円)	摘要
人件費	26.5	24.9	▲1.6	退職給付引当金の算定方法見直しによる減
ダム管理費	16.5	18.5	+2.0	天ヶ瀬ダム・日吉ダム・比奈知ダムに係る負担金の増
水源費	23.6	22.6	▲1.0	起債償還に係る支払利息の減
減価償却費	94.1	93.1	▲1.0	
企業債支払利息	19.3	9.1	▲10.2	建設改良計画及び企業債充当率の見直し並びに高金利企業債の償還進行による減
資産維持費	10.1	7.8	▲2.3	
合計	189.9	175.9	▲14.1	

▷ 次期料金単価見直し

現行の建設負担水量（190,000m³/日）を用いた試算では、現行55円/m³ から次期試算50.7円/m³に下落

▷ 資産維持費

現行料金と同様に「次期算定期間の建設改良費の1割」を算入

各章のポイント「第2章 次期供給料金について」

▷ 建設負担水量の調整（見直し案）

〔背景〕

- ▶ 建設負担水量は、受水市町の要望に基づいて協議の上決定した水量であるが、現行水量決定から長期間が経過する中で、人口減少等の環境変化に伴い市町の要望水量と実需要に乖離が生じ、その差が拡大傾向にある
- ▶ また、3浄水場接続による水源の一体化や料金単価の統一など事業環境も大きく変化しており、費用負担のあり方について見直す時期にある

〔見直しの方向性〕

第2次ビジョンに掲げる「建設負担水量の調整にあたり考慮すべき点」を踏まえ、府営水道建設時の要望経過を尊重しつつ、今後の水需要の変動に応じて負担割合を固定化することなく、将来も随時見直しが可能な装置を備えておく

〔見直し案〕

- ▶ ①現行の負担割合（将来の施設整備方針が合意されれば、段階的に新たな負担割合に推移）の考え方と、
②水需要の変動や、市町の自己水施設を含む予備力を考慮した「新たな考え方」を半分ずつ取り入れる
- ▶ 「新たな考え方」は、各市町の実需要（1日最大給水量）に基づく負担に加え、各市町の水需要の合計（A）と施設能力の差（予備力）を、（A）に占める市町の割合で按分し、自己水施設能力を差し引いた水量を基礎として、新たな負担割合を設定

〔見直しの効果等〕

- ▶ 水需要に応じた負担の考え方も採り入れることで、今後の水需要の変動に対応可能となる。
- ▶ 各市町でバラツキのある予備力を共有し、そのコストを全市町で応分に負担することで、
 - ・予備力が小さい市町にとっては、災害等に備えた安全性の向上につながる。また、水需要の変動に対応した水源開発や施設の更新が必要になっても、新たな投資をしないという選択も可能となる。
 - ・一方、自己水施設が多く予備力に余裕がある市町にとっては、一旦負担が軽くなる傾向にあるが、今後、水需要が減少していく中で、コストを負担する全市町の納得が得られるよう、施設規模の適正化に向けた合理的な判断が求められる。

各章のポイント「第2章 次期供給料金について」

2. 使用料金

▷ 総経費見通し

構成コスト（修繕費・委託料・動力費・薬品費その他経費）いずれも増見込み。
現行料金算定時との比較では約6.6億円の増

項目	現行 (億円)	次期 (億円)	差引 (億円)	摘要
修繕費※	17.6	20.4	+2.8	人件費や資材費の高騰及び施設老朽化に伴う増
委託料	20.6	22.3	+1.7	人件費の高騰による増
動力費	9.8	11.5	+1.7	電力会社の料金体系の見直しによる増
薬品費その他 経費	9.1	9.5	+0.4	薬品費単価の上昇による増
合計	57.1	63.7	+6.6	

※修繕費については現行・次期とも修繕引当金充当前の額

▷ 供給水量見通し

現行料金算定時との比較では5年間で5,399千 m^3 の減（現行188,340千 m^3 → 次期試算182,941千 m^3 約▲2.9%）

▷ 次期料金単価見通し

経費増及び水量減により、次期料金単価は4.5円の上昇が見込まれたが
修繕引当金5.8億円の活用により現行28円/ m^3 から次期試算31.6円/ m^3 に上昇幅を抑制

各章のポイント「第2章 次期供給料金について」

3. 供給料金に関する今後の課題

〔供給水量について〕

- ・ 水需要のさらなる減少を見据えた府営水道エリア全体でのより効率的な府営水の活用方策について、受水市町との一層の連携・協力を図りながら取り組む必要

〔コスト対策について〕

- ・ 府営水道と受水市町の共通課題であるコスト削減の方策検討が必要
- ・ 現下の諸物価・賃金高騰が今後どのように推移していくのか、またウクライナ等の国際情勢がエネルギー価格に及ぼす影響にも注視しながら、経費見通しを適時見直し、受水市町とも認識を共有していく必要
- ・ マイナス金利政策の解除に伴い、今後金利上昇局面を迎えた際の、資産維持費の効果的な活用方法の検討が必要（資産維持費は建設改良費の財源として活用するが、将来の企業債利息抑制効果をより高める方法の検討）

各章のポイント「第3章 持続可能な府営水道事業のあり方」

▷ 当面の経営見通し

〔収益的収支〕

次期料金算定期間においては単年度黒字を確保できる見通し

〔資金残高〕

現在に引き続き増加傾向だが、流動比率はいまだ全国水準よりも低いため留意が必要

〔企業債残高〕

過去に借り入れた高金利企業債の償還が進んでいるが、企業債残高対給水収益比率はいまだ全国水準よりも低いため留意が必要

▷ 将来の府営水道を取り巻く環境（水需要予測の更新）

平成30年度に実施した水需要予測を直近の推計人口に基づいて補正。全体的な傾向に大きな変化なし

〔全体需要（府営水＋自己水）〕 令和4年度実績と令和44年度予測の比較

- ・ 1日平均給水量は約33%減
- ・ 1日最大給水量は約32%減

各章のポイント「第3章 持続可能な府営水道事業のあり方」

▷ 経営目標の設定

〔第2次ビジョンの目標と取組〕

【長期目標】 持続可能な事業運営体制の構築	【計画期間（令和5～14年度）目標】 収支均衡した事業運営と経営指標の改善
【府営水道の取組】 <ul style="list-style-type: none">▶ 投資と財政の均衡を目指し、計画的な施設更新を進めながら、経常収支比率100%以上の事業運営を行う▶ 流動比率や企業債残高対給水収益比率については、改善基調を維持し、資金残高や世代間負担の公平性にも留意しながら、企業債充当率を管理していく	

▷ 広域化・広域連携の推進

府営水道エリア全体の最適な施設規模・配置を検討するために府と受水市町で立ち上げている「施設整備方針等検討ワーキンググループ」での議論・検討を進める
併せて、市町ヒアリングで聴かれた広域連携のニーズを踏まえながら、効果が見込める実践可能な取組を検討

府営水道供給料金改定スケジュール

事項	令和6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
料金改定 (R7年4月)												
▶ 新料金算定			R5決算反映									
▶ 経営審議会					経営審議会 (8~9月頃) 料金等専門部会 中間報告			経営審議会 (11月中) 答申		知事への答申		
▶ 料金等専門部会 (R5年8月設置)												
	第4回 専門部会 (4/23)	第5回 専門部会 (6/17)		第6回 専門部会			第7回 専門部会					
	【第4回~第5回】 ・料金見直し ・建設負担水量見直し案の調整 ・広域化・広域連携等について (第5回) 答申素案			・答申(中間案)			・答申(最終案)					
▶ 受水市町との調整	専門部会開催前に、その都度担当課長会議または管理者会議を開催し意見調整											
▶ 議会報告・ 条例改正						9定常任：答申中間報告			12定常任：答申結果報告		2定常任： 条例改正案上程	
	法令審査委員会 ヒアリング(11月下旬) → 幹事会(12月) → 法令審(年明け)											